

薬局の開設について

- ★ 薬局は、医師等が発行する処方箋に基づく調剤と、すべての医薬品を販売できます。
また、特に申出が無ければ、管理医療機器販売業・貸与業の届出をしたものとみなされます。
- ★ 薬局を新規開設する場合は、建築着工前に薬局平面図を持参のうえ、薬局を管轄する福祉保健センター生活衛生課までご相談ください。
- ★ 申請書類は、薬局を管轄する福祉保健センター生活衛生課へご提出ください。

事 項	提 出 書 類	手数料	備 考
薬局開設許可申請	(1) 薬局開設許可申請書 ①別紙 1 構造設備の概要 (薬局) ②別紙 2 業務体制の概要 (薬局) ③別紙 3 業務の概要 (薬局) ④薬局の平面図 ⑤デパート、スーパー又は他の店舗内に開設するときは、その位置を示す図面 (薬局を含む店舗全体の平面図) ⑥別紙 7 薬剤師又は登録販売者の一覧表 ⑦管理者・その他の薬剤師・登録販売者全員の使用関係を証する書類 (個人開設者が自ら管理又は勤務する場合は不要) ⑧薬剤師全員の薬剤師免許証・登録販売者全員の販売従事登録証の写し (提示) ⑨体制省令で求められる指針・手順書 (提示) ⑩特定販売に関する添付資料	29,000	☆ 代表取締役は、薬事に関する業務に責任を有する役員となります。 ☆ 法人の登記事項証明書は不要です。 新規設立法人の場合は、登記完了後に申請を行ってください。 ① 他薬局の薬剤師も使用する無菌調剤室を設置している場合は、無菌調剤室内の空気清浄度が無菌製剤処理時に常時 ISO14644-1 のクラス 7 以上であることを担保することが確認できる書類を提示してください。 ⑧ 免許証等は必ず、開設者の責任で原本を確認してください。 提示は書面に限らず、写真等により行うことができます。 ⑩ 特定販売を行う場合に必要。 「別紙 3 業務の概要」の「特定販売に関する事項」を記入し、ホームページの概要等、必要な資料を添付してください。(申請時、準備ができない書類については許可後に提出)

- ★ 保険薬局指定申請を行う場合には、関東信越厚生局神奈川事務所 (TEL: 045-270-2053) に相談してください。
- ★ 申請から薬局の許可取得まで (許可証発行まで)、書類受理から約 3 週間 (施設調査後約 1 週間) 程度かかります。
- ★ 管理者は、従業者を監督し、構造設備・医薬品等の物品を管理し、その他薬局の業務について必要な注意を払うなどの業務を遂行できる能力・経験を有する方を選任してください。
また、管理者は、常勤であり、他の薬局や店舗販売業等で薬事に関する実務に従事出来ません。
- ★ 薬局の開店時間内は、常時、調剤に従事する薬剤師が勤務していなければいけません。
- ★ 調剤に従事する薬剤師の員数は、1 日平均処方箋数 40 以下の場合は 1、処方箋数 40 またはその端数を増すごとに 1 を加えた数となります。
- ★ 当該薬局に従事する薬剤師のうち、調剤に従事しない薬剤師、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師、要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、その旨を申請書の備考欄に記載してください。

薬局の構造設備等について

1 薬局の構造

購入者が容易に出入りでき、薬局であることがその外観から明らかであること。

2 調剤室

- (1) 面積6.6㎡以上の広さがあること。
- (2) 前面は透明ガラスとなっていること（調剤台の高さから、おおむね上部1m以上、幅は調剤室が自由に見通せること）。
- (3) 売場や待合室から見やすい位置に「調剤室」の表示があること。
- (4) 出入り口には扉を設けること。調剤室が通路とならない構造であること。
- (5) 換気が十分できる構造であること（換気扇、外気を導入できる空調設備等）。
- (6) 床は不浸透な材質であること（板張り、コンクリート、化学タイル、塩化ビニール製長尺シート等）。
- (7) 床面から天井まで区画があること（消防法等により困難な場合、衛生上支障のない若干の空間は可）。
- (8) 調剤に必要な書籍を備えること（日本薬局方及び同解説書、薬事関係法規、調剤技術、取扱医薬品の添付文書に関するもの）（磁気ディスクをもって調製するものを含む）。
- (9) 次の設備・器具を備えること。

ア 調剤台

イ 給排水設備

ウ 冷暗貯蔵設備（15℃以下に保冷できるもの）

エ 鍵のかかる貯蔵設備（堅牢な材質のもので固定されていること）

オ 調剤に必要な器具

液量器、温度計(100℃)、水浴、軟膏板、乳鉢・乳棒(散剤用)、はかり(感量10mg、100mg)、
ビーカー、ふるい器、へら(金属製、角製)、メスピペット、メスフラスコ又はメスシリンダー、
薬匙(金属製、角製)、ロート

3 売場、待合場所

- (1) 調剤室の面積を含めて、19.8㎡以上の広さがあること。
- (2) 換気が十分できること（換気扇等）。
- (3) 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所は60ルクス以上、調剤台の上は120ルクス以上の明るさを有すること。
- (4) 常時居住する場所、不潔な場所からの区別は、衛生面を担保するため、壁等で常時区画されていること。
- (5) 複数の施設を有する建物内の場合、他の営業施設（当該薬局以外の薬局、店舗販売業の店舗を含む）とは、薬局の利用者から見て明確に区別されていること（棚、ショーケース、床面への線引き・色変え等）。
- (6) 待合設備、調剤用医薬品の貯蔵設備、処方箋受付・薬剤交付場所の付帯設備等を設けること。
- (7) 情報提供のための設備を有すること。

・調剤室に近接する場所

・薬局製造販売医薬品・要指導医薬品・第1類医薬品陳列区画（薬局製造販売医薬品・要指導
医薬品・第1類医薬品を陳列する陳列設備から1.2m以内の範囲）の内部又は近接する場所

・指定第2類医薬品の陳列設備から7m以内の場所

- (8) 医薬品とその他のものを区別して陳列・貯蔵すること。
- (9) 医薬品を貯蔵する場所は、原則、薬局の従業員のみが立ち入る又は手に取ることができる特定の場所に限定すること。また、医薬品の貯蔵設備を設ける区域と他の区域を明確に区別すること。
- (10) 薬局製造販売医薬品・要指導医薬品・第1類医薬品を販売する場合には、陳列設備を有し、薬局製造販売医薬品・要指導医薬品・第1類医薬品陳列区画に購入者等が進入することができないようにすること。また、医薬品を販売しない開店時間がある場合には、医薬品を陳列し、交付する場所・医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造とし、閉鎖した場所・区画の入り口に販売できない旨の表示をすること。

- (11) 指定第2類医薬品を陳列する場合は、鍵のかかる場所、あるいは情報提供設備から7mの範囲内に陳列し、その場所を図面に明記すること。また、購入者に当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを確実に認識できるように必要な措置を講ずること。
- (12) 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品は区別して陳列すること。
- (13) 特定販売のみを行う時間がある場合には、福祉保健センターが特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備（画像を撮影する装置及びその画像を電送する装置）を備えること。
- (14) 業務の適正管理等を確保するための指針及び手順書を作成すること。
- (15) 薬局を利用するために必要な情報等定められた事項を見やすい場所に掲示すること。

第一 薬局の管理及び運営に関する事項

第二 薬局製造販売医薬品・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

特定販売について

- ・インターネット、電話、カタログ等を利用し、薬局以外の場所にいる者に対し医薬品を販売する場合には、あらかじめ届出が必要です。
- ・薬局に貯蔵・陳列している一般用医薬品（第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く）の販売が可能です（区分に応じた資格者が必要）。
- ・薬局の開店時間は、1週間の総和が30時間以上で、そのうち深夜（午後10時から午前5時まで）以外が15時間以上であることを目安としてください。
- ・営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、福祉保健センターが特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備（画像を撮影する装置及びその画像を電送する装置）を備えてください。
- ・特定販売の届出をする際には、「別紙3 業務の概要」の「特定販売に関する事項」を記入し、必要に応じて次の資料を添付してください。
 - (1) ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフト等の入手方法等に関する資料を添付してください。
 - (2) 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類（次頁参照）を添付してください。
なお、複数のホームページを開設している場合は、それらの全てについて関連する書類を添付してください。
 - (3) カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、(2)と同様にその概要が分かる資料を添付してください。

【ホームページの構成の概要を示した書類（申請時、準備ができない書類については許可後に提出）】

次の内容が分かる書類（表示例等）を添付してください。

- ・ホームページのトップページ
- ・医薬品の表示内容（個別の販売ページ、販売する医薬品一覧、検索結果等）
- ・薬局の管理及び運営に関する事項
- ・薬局製造販売医薬品・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
- ・薬局の主要な外観の写真
- ・薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
- ・現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
- ・開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間
- ・特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

薬剤師不在時間の取扱について

- ・「薬剤師不在時間」とは、開店時間のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間です。
- ・薬剤師不在時間は、管理薬剤師又は管理代行者が、当該薬局に勤務している従事者と常に電話で連絡ができ、必要に応じて、当該薬局に戻る事ができる体制としてください。
- ・薬剤師不在時間は、薬剤師以外の従事者が調剤室に立ち入らないように調剤室の施錠等により閉鎖することができる構造とし、薬局医薬品の管理をしてください。
- ・薬剤師不在時間に登録販売者が販売できる医薬品は、第2類・第3類医薬品のみです。薬局製造販売医薬品・要指導医薬品・第1類医薬品陳列区画は閉鎖してください。また、研修中の登録販売者のみとなる場合は、医薬品の販売を行う際に、必要に応じて管理及び指導を行う薬剤師と電話で連絡できる体制としてください。
- ・薬剤師不在時間は、①調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨②調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由③調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻について、薬局内及び薬局の外側の見やすい場所に掲示してください。
- ・薬剤師不在時間に調剤を行う必要が生じた場合は、患者の希望に応じて、近隣の薬局への紹介や調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻る事ができる体制としてください。
- ・1日あたりの薬剤師不在時間は、4時間又は当該薬局の1日の開店時間の2分の1のうちいずれか短い時間を超えることはできません。
- ・当該薬局に戻った際は、勤務していた従事者からの状況報告とともに、薬局の管理に関する帳簿や業務日誌等に①薬剤師が不在となった理由(薬局外で行っていた業務の内容)②薬剤師が不在となった時間③薬剤師不在時間における薬局の状況について、記載してください。
- ・薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成するとともに、当該手順書に基づき業務を実施してください。なお、業務に関する手順書には、薬剤師不在時間における、薬局の管理者による管理、調剤室の閉鎖、薬局医薬品を調剤室以外の場所で貯蔵・陳列する場合の取扱方法、薬剤師不在時間に係る掲示事項、登録販売者による第2類・第3類医薬品の販売及び調剤を行う必要が生じた場合の対応に関する事項について、記載してください。

★ その他

- ・従業者に対して法令遵守のための指針を示す等、薬事に関する法令遵守体制を整備してください。
- ・試験検査について、医薬品の安全性が確保できる体制を整えてください。
- ・薬局が移転する場合や、個人から法人へ切り替える場合等については、廃止届及び新規申請が必要です。詳しくは福祉保健センターまでご相談ください。
- ・薬局において卸売の行為を行う場合は、事前に福祉保健センターまでご相談ください。
- ・無菌調剤室の設置を検討されている場合は、事前に福祉保健センターまでご相談ください。

★ 関連する申請、届出先

- ・高度管理医療機器等の販売・貸与 : 福祉保健センター生活衛生課
- ・毒物劇物の販売 : 福祉保健センター生活衛生課
- ・麻薬の調剤 : 福祉保健センター生活衛生課
- ・認定薬局(地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)
: 神奈川県薬務課薬事指導グループ (TEL:045-210-4967)
- ・薬局機能情報提供 : 神奈川県薬務課薬事指導グループ (TEL:045-210-4967)
- ・生活保護法に基づく指定 : 福祉保健センター生活支援課
- ・農薬の販売 : 神奈川県農業技術センター (TEL: 0463-58-0333)
- ・結核指定医療機関の申請 : 医療局健康安全課 (TEL: 045-671-2729)
- ・被爆者一般疾病医療機関指定申請 : 神奈川県生活援護課援護グループ (TEL:045-210-4907)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関
【精神通院医療】 : 健康福祉局こころの健康相談センター (TEL: 045-671-2415)
【更正・育成医療、養育医療】 : 健康福祉局医療援助課福祉医療係 (TEL: 045-671-4115)
- ・動物用医薬品・医療機器の販売 : 横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課 (TEL:045-934-2372)
- ・保険薬局・保険薬剤師 : 関東信越厚生局神奈川事務所 (TEL: 045-270-2053)
- ・「くすりと健康相談薬局」認定申請 : 神奈川県薬剤師会 (TEL: 045-761-3241)

薬局の変更・休廃止について

★ 次の事項に該当したときは、届出を行ってください。

★ 手数料は必要ありません。

★ 令和3年8月1日以降に提出する変更届書に、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名及び欠格条項への該当性を記載してください（すでに他の変更届書又は更新申請書に記載して提出している場合を除く）。

変更事項	提出書類	届出期間	備考
開設者の氏名・法人の名称	(1)変更届書 ①個人の場合は戸籍抄(謄)本	変更後 30日 以内	☆ 法人の登記事項証明書は不要です。名称変更の登記完了後に届出を行ってください。 ① 県内の保健所(保健福祉事務所等)に既に提出されている場合は、原本を省略できます。原本の写しを添付してください。また、横浜市内に原本又は写しを既に提出している場合は、提出を省略できます。省略する場合は、届書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗の名称・所在地・許可業種・許可番号・提出先・提出日を記載してください。
開設者の住所(法人の所在地)	(1)変更届書 ①法人の場合は登記事項証明書の写し(個人の場合は添付書類不要)	変更後 30日 以内	① 横浜市内に既に提出されている場合は省略できます。省略する場合は、届書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗の名称・所在地・許可業種・許可番号・提出先・提出日を記載してください。
法人の役員	(1)変更届書 ①登記事項証明書の写し	変更後 30日 以内	① 横浜市内に既に提出されている場合は省略できます。省略する場合は、届書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗の名称・所在地・許可業種・許可番号・提出先・提出日を記載してください。 代表取締役は、薬事に関する業務に責任を有する役員となります。
管理薬剤師 その他の薬剤師・登録販売者	(1)変更届書 ①使用関係を証する書類 (個人開設者が自ら管理又は勤務する場合は不要) ②薬剤師免許証・登録販売者販売従事登録証の写し(提示) ※免許の申請中又は免許証の書換交付申請中の場合、次のいずれかの書類を提示してください。 ・登録済証明書の写し ・書換え前の免許証の写し及び受理証明書(又は受理印が押された書換交付申請書の控え)の写し ③別紙8 従事者記載様式 ④別紙2 業務体制の概要(薬局)	変更後 30日 以内	☆ 高度管理医療機器等販売業等の管理者を兼ねている場合は、併せて届出てください。 ☆ 薬局製造販売医薬品の製造販売業、製造業の許可を取得している場合には、総括製造販売責任者、製造管理者についても、同時に届出てください。 ☆ 毒物劇物取扱責任者を兼ねている場合は、毒物劇物取扱責任者変更届をご提出ください。 ①②③ 薬剤師・登録販売者の転出・退職のみを届出の場合は不要です。 ② 免許証等は必ず、開設者の責任で原本を確認してください。 提示は書面に限らず、写真等により行うことができます。 その他の薬剤師を管理薬剤師へ変更した場合(又はその逆の場合)は省略できます。 ④ 業務体制が変わらない場合又は薬剤師・登録販売者の氏名とその週当たり勤務時間数の一覧表(全員分)等が添付されている場合は省略できます。

管理薬剤師の住所・氏名	(1)変更届書	変更後 30日 以内	
その他の薬剤師・登録販売者の氏名	(1)変更届書	変更後 30日 以内	☆ 住所変更の場合、届出は必要ありません。更新時にその内容を記載してください。
管理薬剤師の週当たり勤務時間数 その他の薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数	(1)変更届書 ①別紙2 業務体制の概要（薬局）	変更後 30日 以内	① 業務体制が変わらない場合又は薬剤師・登録販売者の氏名とその週当たり勤務時間数の一覧表（全員分）等が添付されている場合は省略できます。
販売授与する医薬品の区分	(1)変更届書 ①別紙1 構造設備の概要（薬局） ②平面図	変更後 30日 以内	
構造設備（主要部分）	(1)変更届書 ①別紙1 構造設備の概要（薬局） ②新旧平面図	変更後 30日 以内	☆ 事前にご相談ください。 ☆ 他薬局の薬剤師も使用する無菌調剤室を設置した場合は、無菌調剤室内の空気清浄度が無菌製剤処理時に常時ISO14644-1のクラス7以上であることを担保することが確認できる書類を提示してください。 ☆ 毒物劇物販売業の登録をしている場合は、毒物劇物保管庫の位置を変えた時に、毒物劇物取締法による変更届もご提出ください。
無菌調剤室の共同利用	(1)変更届書	変更後 30日 以内	☆ 他薬局の無菌調剤室を共同利用する薬局が、共同利用を開始した場合、共同利用を取りやめた場合、共同利用する薬局を変更した場合にご提出ください。 ☆ 変更内容欄に共同利用する薬局の名称及び所在地を記載してください。
兼営事業	(1)変更届書	変更後 30日 以内	
通常の営業日及び営業時間	(1)変更届書 ①別紙2 業務体制の概要（薬局）	変更後 30日 以内	☆ 臨時に営業日又は営業時間を変更する場合、届出は必要ありません。 ① 業務体制が変わらない場合は省略できます。
薬局所在地の住居表示	届出は必要ありません		☆ 更新時にその旨を記入してください。
薬局の名称	(1)変更届書	事前	
相談時及び緊急時の電話番号 その他連絡先	(1)変更届書	事前	

	開始するとき	(1)変更届書 ①別紙3 業務の概要(薬局) ②特定販売に関する添付資料	事前	☆ 「特定販売を行う場合(薬局)」を参照。
	廃止するとき	(1)変更届書	事前	
特定販売	(1)使用する通信手段 (2)取り扱う医薬品の区分 (3)特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間 (4)広告に薬局の名称と異なる名称を表示するとき (5)主たるHPアドレス (6)監視を行うために必要な設備の概要	(1)変更届書 ①別紙3 業務の概要(薬局)	事前	
	健康サポート薬局の表示	(1)変更届書 ①届出書添付書類(※)	事前	※ 「健康サポート薬局」届出書添付書類作成の手引きをご覧ください。
	薬剤師不在時間	(1)変更届書	事前	☆ 薬剤師が不在の場合でも開局することがある場合に届出を行ってください。 ☆ 薬剤師が不在となる度に届出を行う必要はありません。
	廃止・休止・再開	(1)廃止・休止・再開届書 ①薬局開設許可証(廃止の場合)	事後 30日以内	☆ 休止期間は3ヶ月程度を目安としてください。有効期間を越えての休止は認めておりません。

(その他) 薬局が移転する場合や、個人から法人へ切り替える場合等については、廃止届及び新規申請が必要となります。詳しくは福祉保健センターまでご相談ください。

特定販売を行う場合（薬局）

- ★ インターネット、電話、カタログ等を利用し、薬局以外の場所にいる者に対し医薬品を販売する場合には、あらかじめ届出が必要です。
- ★ 薬局に貯蔵・陳列している一般用医薬品（第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く）の販売が可能です（区分に応じた資格者が必要）。
- ★ 薬局の開店時間は、1週間の総和が30時間以上で、そのうち深夜（午後10時から午前5時まで）以外が15時間以上であることを目安としてください。
- ★ 営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、福祉保健センターが特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備（画像を撮影する装置及びその画像を電送する装置）を備えてください。

事 項	提 出 書 類	手数料	備 考
特定販売の届出	(1)変更届書 ①別紙3 業務の概要（薬局） ②特定販売に関する添付資料	なし	②-1 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフト等の入手方法等に関する資料を添付してください。 ②-2 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類（下記参照）を添付してください。 なお、複数のホームページを開設している場合は、それらの全てについて関連する書類を添付してください。 ②-3 カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、②-2と同様にその概要が分かる資料を添付してください。

【ホームページの構成の概要を示した書類】

次の内容が分かる書類（表示例等）を添付してください。

- ・ ホームページのトップページ
- ・ 医薬品の表示内容（個別の販売ページ、販売する医薬品一覧、検索結果等）
- ・ 薬局の管理及び運営に関する事項
- ・ 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
- ・ 薬局の主要な外観の写真
- ・ 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
- ・ 現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
- ・ 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間
- ・ 特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

薬局の更新・その他申請等について

事 項	提 出 書 類	手数料	備 考
取扱処方箋数届	(1) 取扱処方箋数届書	なし	☆ 1月1日から12月31日までの取扱処方箋数を、翌年の3月31日までに提出。 (1日平均取扱処方箋数が40以下、業務を行った期間が3ヶ月未満の薬局は届出の必要はありません)
許可更新申請	(1) 薬局開設許可更新申請書 ① 薬局開設許可証	11,000	☆ 薬局の有効期間と毒物劇物販売業等の有効期間が一致していない場合、有効期間を短縮して一致させることができます。詳しくは受付窓口にてお問い合わせください。
許可証 書換え交付申請	(1) 許可証書換え交付申請書 ① 薬局開設許可証	2,000	☆ 変更届を併せてご提出ください。 ☆ 住居表示変更にもなう書換えの場合、手数料はかかりません。
許可証 再交付申請	(1) 許可証再交付申請書 ① 薬局開設許可証 (紛失の場合以外)	2,900	☆ 許可証を破り、汚し又は失ったとき。

管理者が個人で申請・届出するもの

事 項	提 出 書 類	手数料	備 考
薬局管理者 兼務許可申請	(1) 薬局等管理者兼務許可申請書	なし	☆ 管理者が他の場所で薬事に関する実務に従事するとき(学校薬剤師、公益性がある休日夜間診療所、薬剤師会等が運営する薬局等) ☆ 兼務許可先の変更手続きはありませんので、その場合は、廃止届と新たな兼務許可申請が必要です。
薬局管理者 兼務廃止届	(1) 薬局等管理者兼務廃止届出書 ① 薬局等管理者兼務許可書	なし	
管理業務廃止届	(1) 管理業務廃止届書	なし	

